

質問第一一九号

統合幕僚長の定年延長に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年六月二日

参議院議長 伊達忠一殿

古賀之士



統合幕僚長の定年延長に関する質問主意書

防衛省は本年五月二十八日、河野克俊統合幕僚長の定年再延長の人事を発令した。しかし、その理由については明らかにされていない。そこで、以下質問する。

自衛隊法第四十五条第四項は、自衛官の定年再延長が可能な場合として、自衛官の定年延長について定める同条第三項の「自衛官が定年に達したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼす」との「事由が引き続き存すると認める」ときとしている。そこで、昨年十一月二十八日発令の河野統合幕僚長の定年延長の際に「退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認める」とした具体的な理由を示すとともに、今回の定年再延長の際に「事由が引き続き存すると認める」とした具体的な理由を示されたい。

右質問する。

